信州大学大学院 総合人文社会科学研究科 総合人文社会科学専攻(法学分野)

2020年度入学者選抜試験「筆記試験」

2019年11月24日

 $10:00\sim11:30\ (90分)$

【注意事項】

- ▼ 受験票を机の上に提示してください。
- ▼ 開始および終了の合図のほか、試験監督者の指示に従ってください。
- ▼ 体調不良や質問等があれば、挙手で合図してください。
- ▼ 電子辞書等の持ち込みは禁止されています。
- ▼ この冊子には、3 科目(憲法、民法、刑法)の問題が含まれています。 試験開始後、これらのうち1 科目を選択して解答してください。

〔設問1〕

部分社会の法理について説明しなさい。

〔設問2〕

Xは、20**年4月にA市立工業高等専門学校(以下「A高専」という。)に入学した。 A 高専では、保健体育が必修科目とされており、第一学年の体育科目の授業には剣道実技 が採用されていた。X は α 教の信者であり、 α 教の教義に従えば、格技である剣道実技に 参加することはできないとの信念の下に、体育担当教員に対し、宗教上の理由で剣道実技 に参加することができないことを説明し、レポート提出等の代替措置を認めて欲しい旨申 し入れたが、A 高専校長 Y は代替措置を採らないことを決めた。X は、剣道の授業では、 講義、準備体操には参加したが、剣道実技には参加せず、その間、レポートを作成するた めに授業の内容を記録していた。Xは、授業後レポートを作成して、体育担当教員に提出 しようとしたが、受領を拒否された。その結果、Xの体育科目の評価は著しく低くなり、 体育の成績は認定されず、このため、Yは、Xを原級留置処分とした。

翌年度も、Xの態度は前年度と同様であり、学校の対応も同様であったため、Yは、X に対する再度の原級留置処分を決定した。Yは、Xが二回連続して原級に留め置かれたこ とから学則に定める退学事由に該当するとの判断の下に、X を退学処分にした。そこで、 Xは、本件各処分の取消しを求めて訴えようと考えた。

- 小問(1) あなたが X からの依頼を受けた弁護士甲であるとして、どのような憲法上の主 張を行うかを述べなさい。
- 小問(2) 小問(1)で述べられた甲の主張に対する Y の反論を簡潔に述べた上で、憲法上 の問題点について、あなた自身の見解を述べなさい。

[参考条文]

日本国憲法第20条

- 第1項 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から 特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 第2項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔設問1〕

契約自由の原則について説明しなさい。

〔設問2〕

X銀行とY信用保証協会は、X銀行が中小企業等に貸付けを行った際に、Y協会がその保証を引受ける旨の基本契約(以下、「甲基本契約」という。)を締結している。甲基本契約には、①保証契約は、X銀行が行った貸付について、Y協会がXに信用保証書を交付することにより成立すること、②X銀行が保証契約に違反したときは、Y協会は保証債務の履行の全部又は一部の責を免れることが規定されている。

X銀行は、20X9年7月、建設業を営むA社から融資の申込みを受け、審査の上、A社に5000万円を貸付けた。本件貸付について、A社の委託を受けて、Y協会はX銀行との間で、A社の本件債務を連帯して保証する旨の契約(以下、「乙保証契約」という。)を締結し、X銀行に信用保証書を交付した。

その後、A 社は暴力団がその経営を実質的に支配している反社会的勢力であり、A 社代表取締役も暴力団構成員であることが判明した。ところで、政府は、2007 年 6 月、企業において反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断することを基本原則とする指針を策定しており、金融庁も金融機関及び信用保証協会に対して反社会的勢力との関係を遮断するように監督していた。X 銀行も Y 協会も A 社が反社会的勢力であるか否かについて調査は行っていたが、A 社は表向き通常の建設業者としての外観を備え、公共事業の受注等も受けており、貸付時には A 社が反社会的勢力であったことに気づかなかった。

その後、A社のX銀行に対する貸付金返還債務について弁済期が到来したが、A社は支払不能に陥っていたため、X銀行はY協会に対して、保証債務の履行として 5000 万円の支払いを求めた。Y協会は、反社会的勢力と関わるわけにはいかないと考え、X銀行に本件貸付に係る保証契約の解消を申入れたが、協議は纏まらなかった。甲基本契約にも、乙保証契約にも、反社会的勢力に関する定めは存在しない。Yは、X銀行の請求を拒むことができるかについて、問題となるところを検討しなさい。

なお、「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号) は、2020 年 4 月 1 日より施行となるが、解答にあたっては、改正前及び改正後の何れの民法を基準に答案を作成してもよい。改正後の条文は以下の通りである。

〔参考条文〕

民法第95条(錯誤)

第1項 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目 的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
- 第2項 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- 第3項 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
 - 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき
- 第4項 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗 することができない。

民法第446条(保証人の責任等)

第1項 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任 を負う。

〔設問1〕

罪刑法定主義について説明しなさい。

〔設問2〕

以下の事例において、Xにつき殺人罪の成否について論じなさい。

X は、足の裏を患者にあてて、患者の自己回復能力を高めて治癒するという独自の治療 (以下「足裏治療」という。)を施す特別の能力を持つなどとして信奉者を集めていた。

X の信奉者である A は、脳内出血のため入院中である父親 B が後遺症を残さずに回復できることを期待して、X に電話で B に対する足裏治療を依頼した。

X は、脳内出血の患者に足裏治療を施したことはなかったが、A の依頼を引き受け、B が入院中の病院近くにある X の治療院に連れてくるように指示した。A は、B の主治医に退院の希望を伝えたところ、主治医は、B は生命に危険はないものの、数週間の点滴治療を要するため、退院はしばらく無理であると警告した。

A が病院から B を運び出すことはできない旨を X に電話で伝えたところ、X は、「後遺症を残さずに回復させたいなら、点滴をやめて直ちに足裏治療を施すしかない。いますぐ B を連れてくるように。」などと A に電話で強く指示し、なお点滴等の医療措置が必要な状態にある B を入院中の病院から運び出させ、その生命に具体的な危険を生じさせた。

A は、B を X の治療院まで車で運び、B に対する足裏治療をゆだねて帰宅した。X は、B の容態が想像以上に重篤であること、そのまま放置すれば、死亡する可能性が高いことを認識した。X は、B を病院に搬送すれば上記指示の誤りが露呈することになるため、B が死ぬのはやむを得ないことと思い、点滴等 B の生命維持のために必要な医療措置を受けさせないまま B を約 1 日の間放置し、死亡させた。

翌日、X は A に連絡し「足裏治療を施したが、B には信仰心が十分でなかったため、救えなかった」と告げ、B を引き渡した。鑑定によれば、仮に X が B の容態を見た時点で救急措置を要請していたとすれば、確実に救命可能であったであろうとされた。

[参考条文]

刑法第199条(殺人)

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。